

国民健康保険税の税率改定

改定理由

【背景】

- ・ 法定外繰入金の解消
- ・ 高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たりの医療費の増加
- ・ 医療制度改革による財政基盤の安定化

【法定外繰入金と国保運営基金の推移】

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法定外繰入金	1,010,440	917,329	/
国保運営基金	401,588	291,588	1,588

【事業費納付金と税収の推移】

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費納付金	5,425,236	5,364,433	5,740,475
税収	3,631,814	3,671,743	/

改定案

【税率改定】

改定率 2.8% (限度額改定含む) 一人当たり年額 平均2,661円の増額

【税率改定の内訳】

区 分	所得割額	均等割額	調定額	改定率
医療保険分	5.97%	26,300円	2,428,116千円	4.1%
後期高齢者支援金分	2.08%	11,600円	889,448千円	0.7%
介護保険分	1.61%	15,300円	336,314千円	0.0%
合計	9.66%	53,200円	3,653,878千円	2.8%

【東京都から示された標準保険料率】

区 分	所得割額	均等割額	改定率
医療保険分	7.37%	43,431円	37.32%
後期高齢者支援金分	2.42%	13,831円	15.74%
介護保険分	2.45%	17,808円	28.89%
合計	12.24%	75,070円	31.13%

改定の考え方

1 小平市国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）への対応

- 法定外繰入金を平成30年度から17年間で解消する。
- 小平市の国民健康保険税率と標準保険料率を同水準にしなければならない。

⇒ 一人当たりの法定外の繰入れの削減対応が必要

2 一人当たりの医療給付費の増と国保事業費納付金への対応

- コロナ禍の受診控え等の反動や医療の高度化による医療費の増加
- 国保事業費納付金の増加

⇒ 医療費適正化の推進が必要

検討事項

- 1 小平市国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）の進捗について
- 2 標準保険料とのかい離について
- 3 国民健康保険事業運営基金について